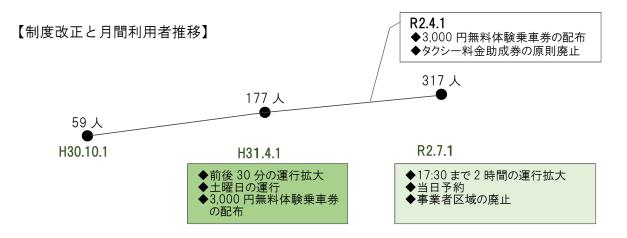
## 乗合タクシー制度の見直しについて

乗合タクシー制度については、運行開始当時、タクシー事業者の営業運行に影響を与えないよう利用目的や利用時間、年齢などを考慮して設計しました。

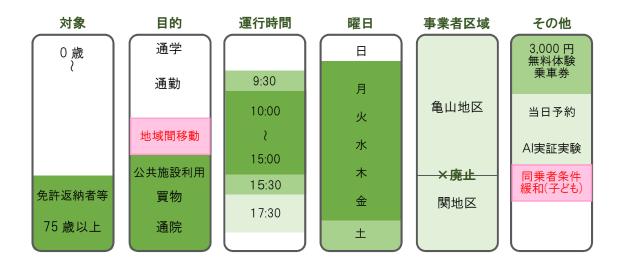
その後、運行状況を考慮し、タクシー事業者の協力を得ながら、2度の制度見直しと3,000 円分の無料体験乗車券の配布などにより利用を促進してきた結果、利用者が増加している 状況です。



引き続き、利用者の利便性向上と利用促進を図るため、次のとおりタクシー事業者の営業運行に影響を与えない範囲で見直しを行います。

- 1. 地域停留所の特定目的地停留所への変更について
- 2. 地域停留所の設置基準について
- 3. 同乗者の制限緩和について

#### 【制度の見直し状況と今後の見直し】



## 1. 地域停留所の特定目的地停留所への変更について

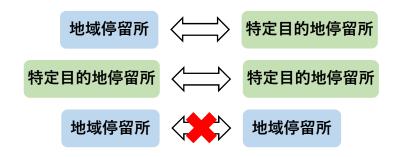
#### (1) 現状と課題

現在、乗合タクシーの停留所は、令和 2 年 10 月 1 日現在で特定目的地停留所が 143 か 所、地域停留所が 289 か所、合計 432 か所となっています。

運行開始後、制度が徐々に浸透していくにしたがって、通院や買い物の利用から、親戚や友人の訪問、地域の行事が行われる公民館等へも利用したいという新たなニーズが増えてきました。

しかしながら、乗合タクシーは、運行目的を公共施設の利用や買物、通院を主としていることから、最寄りの地域停留所から公共施設や医療機関、商業施設などの特定目的地停留所までを運行するものとしており、地域停留所間の移動はできないのが現状です。また、地域には地区コミュニティセンター22 か所が特定目的地停留所になっていますが、それだけでは地域間移動が限定的なものとなっています。

このことから、地域間移動に対応できる運行への変更が課題となっています。

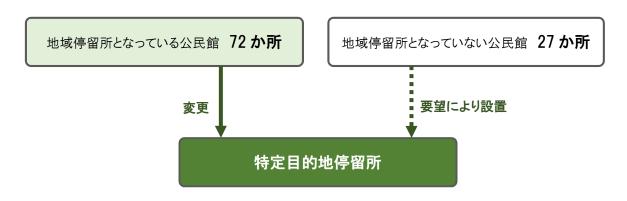


#### (2)改正案

市内には、公民館(集会所等を含む。)が99か所(市統合型地理情報システム等による集計)存在し、そのうち72か所が地域停留所となっています。



- ①現在、地域停留所となっている72か所の公民館等を特定目的地停留所に変更します。
- ②地域停留所となっていない公民館については、地域まちづくり協議会の要望により、 停留所設置基準に基づき対応するものとします。



# 特定目的地停留所設置基準(案)

#### 1. 設置場所

亀山市内の公共施設、鉄道駅、医療施設、商業施設<mark>及び、</mark>金融機関<u>及び公民館</u> (集会所等を含む。)

乗合タクシー車両が容易に通行でき、利用者が安全に乗降できる場所

#### (3) 改正時期

令和3年4月1日

## 2. 地域停留所の設置基準について

## (1) 現状と課題

地域停留所の新設については、設置基準を定めており、地域まちづくり協議会からの申出があった場合、基準に照らし合わせて、地域公共交通会議で協議を行います。

## 地域停留所設置基準

#### 1. 設置場所

乗合タクシー車両が容易に通行でき、利用者が安全に乗降できる場所に設置するものとする。ただし、停留所間隔は、原則500メートル以上とする。

#### 2. 設置個数

地域まちづくり協議会の申出により設置する停留所の個数は、1つの地域まちづくり協議会につき、その地域まちづくり協議会に存する自治会数に2を乗じた数を限度とする。

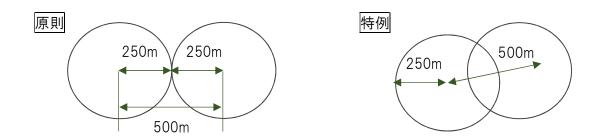
#### 3. 設置の特例

地域まちづくり協議会の区域が著しく広い場合、<u>その他亀山市地域公共交通会</u> <u>議が必要と認める場合</u>は、停留所を設置することができる。

これまでに、地域まちづくり協議会からの申出により追加設置した地域停留所は 19 か所となっていますが、停留所が増えてきた現在では、この設置基準のうちの「3.設置の特例」に当てはめて判断することが多くなってきています。

例えば、「1. 設置場所」では、地域停留所との間隔が原則として500メートル以上となっていますが、地域内の高低差が大きい場合や交通量の多い道路を横断する必要がある場合など個々の実情も考慮しながら、停留所から約250メートルの範囲で乗車できるように設置しています。

# 【乗合タクシー地域停留所の設置基準】



しかし、設置の申出時に地域まちづくり協議会や自治会の関係者から必要性について 聞き取りを行っていますが、追加設置後の登録者や利用者がゼロの場合や著しく少ない 場合があるため、「その他亀山市地域公共交通会議が必要と認める場合」についても一定 の基準を設ける必要が出てきました。

【追加設置地域停留所一覧】(令和2年9月30日現在)

No.	番号	名称	登録	乗車	降車
1	A-20	下庄集会所	1	0	0
2	D-26	のぼの 北東部	1	5	5
3	E-16	西色	3	0	0
4	E-17	【バス停】辺法寺西	1	0	0
5	E-18	西尾地区集積所前	5	2	2
6	E-19	辺法寺営農組合集会所前	11	0	0
7	E-20	野元坂	2	0	0
8	E-21	北辺法寺クラブ	7	17	9
9	F-13	【バス停】一色	1	3	0
10	G-10	山下町集落農事集会所前	8	13	11
11	G-11	太岡寺東	6	31	24
12	J-14	【バス停】御幸町	2	0	0
13	K-08	羽若町公民館前	1	0	0
14	K-09	羽若西野南組集積所前	0	0	0
15	N-08	新椿世	2	0	0
16	P-12	天神第5自治会集積所前	14	0	0
17	P-13	和賀自治会東集積所前	7	2	3
18	P-14	天神二丁目第一公園前	0	0	0
19	V-08	沓掛西	5	2	0
		合計	77	75	54

#### (2) 改正案

設置基準の「その他亀山市地域公共交通会議が必要と認める場合」については、設置する地域停留所への登録希望者が必ずいることを確認した上で、次のいずれかに該当することを条件に、地域公共交通会議での協議を経て追加設置することができるものとします。

ただし、追加設置する場合、周辺にある地域停留所の登録者と利用者の利用状況が低調な場合については、統廃合も併せて検討するものとします。

	設置の特例基準
1	大きな高低差があるなど既設の地域停留所まで徒歩での移動が困難な場合
2	道路の幅員が狭く入り組んでいるなど既設の地域停留所が離れている場合
3	交通量の多い道路を横断する必要があるなど既設の地域停留所までの徒歩での移
J	動に危険が伴う場合
4	高齢者の多い地域など設置後に一定の新規の利用が見込まれる場合

## (3) 改正時期

令和2年10月22日(亀山市地域公共交通会議での承認後)

## 3. 同乗者の制限緩和について

## (1) 現状と課題

乗合タクシーを利用するためには、あらかじめ登録をする必要があり、対象とならない未登録の者は、家族であっても同乗することはできません。

利用要件の中には心身的な理由によるものがあり、年齢制限がないため、育児中の人が対象者となることもありますが、子どもを同乗させることができないことから、対象となっても乗合タクシーを利用することができないという現状があります。

	利用要件	年齢制限
1	満 65 歳以上満 75 歳未満で四輪運転免許がない人	あり
2	満 75 歳以上の人	<i>ω</i> , 9
3	運転免許を自主返納した人	
4	心身的な理由により四輪運転免許を取得できない人	なし
5	心身的な理由により車を運転できない人	

現在、心身的な理由による登録者のうち子育て世代と考えられる20~50代は12人で、 うち実利用者は3人となっています。

子育て世代にとっては、自宅に子どものみを残して外出することはできないため、乗 合タクシーの対象者が実情にあった制度に見直す必要があります。

実利用者数

## 【心身的な理由による登録者数と実利用者数】(令和2年9月30日現在)

登録者数

利用要件 心身的な理由 心身的な理由 年齢 合計 等により四輪 等により車を 運転免許が 運転できない 取得できない 20代 0 1 1 30代 1 2 1 40代 4 2 6 50代 2 3 1 60代 4 4 8 70代 1 17 18 80代 3 3 6 90代 2 1 1

15

利用							
心身的な理由 等により四輪 運転免許が 取得できない	心身的な理由 等により車を 運転できない	合計					
0	0	0					
0	1	1					
1	1	2					
0	0	0					
2	2	4					
0	4	4					
0	0	0					
0	1	1					

3

9

12

#### (2) 改正案

合計

心身的な理由による登録者が、子育て世代であっても安心して利用できるよう登録者と同居する子どもに限り同乗できるよう制限を緩和します。

# ■同乗できる子どもの要件 同居する対象者の小学生未満の子ども

31

46

※コミュニティ系バスの無料対象となる小学生未満と要件を合わせます。 登録者からの申請により同乗者利用カードを交付して、利用の際は乗務員に提示する こととします。



#### (3) 改正時期

令和2年10月22日(亀山市地域公共交通会議での承認後)



# 地域停留所設置公民館一覧(72カ所・令和2年9月30日現在)

番号	名称	住所	登録 (人)	乗車 (人)	降車 (人)	区分
A-2	三寺公民館前	三寺町61-1	18	3	1	A (昼生)
A-6	中庄町集会所前	中庄町853-1	7	6	0	A(昼生)
A-8	神向谷公民館前	下庄町3034-1	16	2	1	A (昼生)
A-19	【バス停】出屋公民館前	下庄町806-1	0	0	0	A (昼生)
A-20	下庄集会所	下庄町1773-1	1	0	0	A(昼生)
B-4	新道集会所前	川合町1197-58	2	0	0	B (井田川南)
B-7	和田町公民館前	和田町1631	16	0	0	B (井田川南)
B-9	栄町公民館前	栄町1487-96	22	10	1	B (井田川南)
B-12	小下公民館前	小下町10-6	13	11	2	B (井田川南)
B-13	井尻公民館前	井尻町1068-1	11	0	0	B (井田川南)
C-7	ひとみヶ丘集会所前	川合町779-11	15	6	2	C (井田川北)
C-9	みずきが丘集会所前	みずきが丘82	3	0	0	C (井田川北)
C-12	みずほ台集会所前	みずほ台14-293	19	0	0	C (井田川北)
D-2	徳原農事集会所前	川崎町3121-1	13	0	0	D (川崎)
D-4	一色公民館前	川崎町3226	7	0	0	D (川崎)
D-6	【バス停】能褒野町公民館	能褒野町84-8	15	1	1	D (川崎)
D-16	名越地区公民館前	田村町1582-1	12	0	0	D (川崎)
D-17	田村公民館前	田村町264-5	27	5	4	D (川崎)
D-20	長明寺町集会所前	長明寺町611-1	9	0	0	D (川崎)
D-21	柴崎公民館前	川崎町4064-2	6	8	8	D (川崎)
D-23	森(上)〔森公民館〕	川崎町4419-2	5	0	1	D (川崎)
D-25	岩森公民館前	太森町158-2	8	0	0	D (川崎)
E-5	原尾自治センター前	両尾町321-3	20	4	1	E (野登)
E-19	辺法寺営農組合集会所前	辺法寺町888	11	0	0	E (野登)
F-1	上白木公民館前	白木町2210	1	0	0	F (白川)
F-10	一色(下)〔小川生活改善センター〕	小川町909-1	3	0	0	F (白川)
G-1	野尻公民館前	布気町1684-2	24	9	21	G(神辺)
G-2	落針公民館前	布気町1516-4	17	0	0	G(神辺)
G-4	道野公民館前	布気町646-1	25	0	0	G(神辺)
G-5	太岡寺町公民館前	太岡寺町294	16	1	2	G(神辺)
G-6	朝明山公民館前	太岡寺町1053-1	4	1	1	G(神辺)

番号	名称 	住所	登録 (人)	乗車 (人)	降車 (人)	区分
G-8	木下町公民館前	木下町448	16	11	12	G(神辺)
G-10	山下町集落農事集会所前	山下町53	8	4	6	G(神辺)
H-12	野村団地集会所前	野村1丁目10-5	24	3	0	H (野村)
K-7	【バス停】住山〔住山公民 館〕	住山町346-2	25	0	0	K (城北)
K-8	羽若町公民館前	羽若町448-2	1	0	0	K (城北)
M-12	上野町公民館前	上野町13-11	15	0	0	M (本町)
N-2	北山町公民館前	北山町2-9	6	0	0	N(北東)
N-6	椿世町公民館前	椿世町97	13	0	0	N(北東)
O-1	御座集会所前	阿野田町1646	4	8	0	O (東部)
O-3	二本松公民館前	阿野田町1095- 118	18	0	0	O(東部)
O-4	門垣戸公民館前	阿野田町1382-1	18	1	1	O (東部)
O-5	東御座公民館前	阿野田町946-5	5	0	0	O (東部)
O-6	阿野田町公民館前	阿野田町1678-2	8	5	0	O (東部)
O-7	下野垣戸集会所前	阿野田町1755-1	2	0	0	O (東部)
O-9	中野公民館前	菅内町585	4	0	0	O (東部)
O-10	菅内公民館前	菅内町926	18	28	23	O (東部)
O-11	樺野公民館前	菅内町1573	5	0	0	O (東部)
O-12	市営住宅空地横〔北鹿島集 会所〕	北鹿島町9	26	4	6	O(東部)
P-4	和賀公民館前	和賀町3-6	15	7	1	P(天神和賀)
P-8	中村公民館前	天神 2 丁目7-15	8	2	1	P (天神和賀)
Q-1	田茂公民館(防災倉庫)前	田茂町152	7	1	0	Q(南部)
Q-3	安知本公民館前	安知本町562-1	7	0	0	Q(南部)
Q-5	楠平尾公民館前	楠平尾町92-1	10	3	2	Q(南部)
Q-7	上原公民館前	安知本町1858-6	2	0	0	Q(南部)
S-1	白木一色公民館前	関町白木一色 1368	3	0	0	Q(南部)
R-1	小野集落センター	関町小野291	12	0	0	R(関宿)
R-18	御旅町観音院前〔御旅町公 民館〕	関町新所1691	10	0	0	R(関宿)
S-3	会下公民館前	関町会下1331-2	7	0	0	S (関北部)
S-5	富士見町公民館前	関町会下1360-97	20	15	17	S(関北部)
T-5	萩原公民館前	関町萩原308-1	5	0	0	S (関北部)

番号	名称	住所	登録 (人)	乗車 (人)	降車 (人)	区分
T-4	古厩集会所前	関町古厩341-1	7	0	0	T(関南部)
T-9	【バス停】久我〔久我集会 所〕	関町久我526	5	0	0	T (関南部)
T-10	金場公民館前	関町金場741	2	4	4	T(関南部)
T-11	越川生活改善センター前	関町越川495	0	0	0	T (関南部)
U-2	市場公民館前	加太市場57	2	0	0	T(関南部)
U-3	加太向井公民館前	加太向井2343	7	0	0	U (加太)
U-5	梶ヶ坂公民館前	加太梶ヶ坂3117- 1	12	4	4	U(加太)
U-10	【パス停】北在家〔北在家公 民館〕	加太北在家6006	4	0	1	U (加太)
V-1	【パス停】伊勢坂下〔坂下集 会所〕	関町坂下79-5	7	4	9	V (坂下)
V-3	沓掛公民館前	関町沓掛43	8	1	1	V (坂下)
V-7	市瀬公民館前	関町市瀬548-6	1	2	2	V (坂下)
合計			743	174	136	